

# 謝金規程

特定非営利活動法人メタノイア

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という）の業務に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲等)

第2条 本規程は、本法人が依頼した業務を行う者に対する謝金に適用する。

## (謝金等の支払基準)

第3条 謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。ただし、代表理事は必要に応じて当該謝金単価を増減額できるものとする。

- 2 受託事業については、理事会の決議により、謝金単価を別に定めることができる。
- 3 謝金の支払対象とする時間は、移動時間を除いた実働時間とする。
- 4 謝金の支払単位は15分とし、15分未満は切り上げとする。
- 5 本法人が依頼した業務を執行するために要した費用を弁償し、また旅費の実費を支給することができる。

## (謝金等の支払方法)

第4条 謝金等は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、本法人は法令の定めるところにより所得税の源泉徴収を行う。たうえで、その残額を支払う。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

## (雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、代表理事の専決事項とする。

## (附則)

この規程は2022年6月6日から施行する。(2022年6月6日理事会決議)

この規程は2024年1月31日から施行する。(2024年1月31日理事会改定決議)

この規程は2025年4月1日から施行する。(2025年3月24日理事会改定決議)

<別表> 標準謝金単価表

項目	条件等	単価
日本語講師謝金	日本語教師有資格者〔注1〕	2,000円/時間
母語講師謝金	母語話者〔注2〕	2,000円/時間
その他講師謝金	保育士有資格者 または 幼稚園教諭免許状を有する者	2,000円/時間
	一般	1,300円/時間
コーディネーター謝金	日本語教師有資格者 または 母語話者	2,000円/時間
	一般	1,600円/時間
スーパーバイズ謝金	日本語教師有資格者 または 母語話者	2,000円/時間
通訳謝金〔注3〕	一般	4,000円/時間
翻訳謝金〔注3〕	一般	5,000円/枚 (A4サイズ1枚)
会議出席謝金	日本語教師有資格者 または 母語話者	2,000円/時間
	その他コーディネーター業務を行う者	1,600円/時間
	一般	1,300円/時間
研修講師謝金〔注4〕	日本語教師有資格者	5,000円/時間
	一般	3,000円/時間
講演謝金〔注5〕〔注6〕	大学教授等	50,000円/回
	その他の有識者	40,000円/回
	一般	30,000円/回

〔注1〕：日本語教師有資格者とは、「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」（法務省「日本語教育機関の告示基準解釈指針」による）、「大学・大学院における日本語教員養成課程を修了した者」、「日本語教育能力検定試験に合格した者」または「登録日本語教員」のいずれかに該当する者とする。

〔注2〕：母語話者とは、本法人が依頼した業務を行う教室等において参加者が解する日本語以外の言語で当該業務を行う者をいう。原則として当該言語を母語とする者、またはそれに準ずる言語運用能力を有する者とする。ただし、コーディネーター業務については、原則として日本語による業務遂行も可能である者とする。

〔注3〕：英語・中国語以外の言語による通訳または翻訳業務で、代表理事が必要と認めた場合は、相手方が提出した見積書に基づき謝金を支払うことができる。

〔注4〕：研修講師の内、専門家や有識者、著名人等に講師を依頼した場合には、講演謝金の単価を適用することができる。

〔注5〕：講演者が著名人または高度な専門的知見を有する者等で、代表理事が必要と認めた場合は、相手方が提出した見積書に基づき謝金を支払うことができる。

〔注6〕：外部団体等から講演依頼を法人として受けた場合には、当該外部団体等から受け取る謝金の8割に加え業務を執行するために要した費用及び旅費の実費を、当法人から派遣した講演者に支給することができる。ただし、「講演謝金」の該当する条件の単価と比較し、いずれか低い方を適用するものとする。

特定非営利活動法人メタノイア 委託事業謝金単価表

〈現職日本語教師研修プログラム普及事業〉

項目	備考	基準単価
会議出席等謝金 (2時間以上)	会議、委員会、説明会、オリエンテーション等への出席	14,000円/日
会議出席等謝金	同上	7,000円/時間
講演謝金	大学教授等	50,000円/回__
	その他の有識者	40,000円/回__
	一般	30,000円/回__
講義謝金	研修講師及び実習指導者(主講師)	8,050円/時間
実技・指導等謝金	専門的知識を有する者が行う助言活動、講義・演習・実習等の補助(副講師)、コーディネーターの業務や日本語指導、セミナーの実施等	5,200円/時間
ファシリテート謝金	講義・演習・実習等におけるファシリテート等	4,080円/時間
助言謝金	会議・研修以外の場において、有識者による助言・指導を受ける場合に適用	5,200円/時間
評価業務謝金	視察・インタビュー等含む	7,000円/時間
作業補助等労務謝金	資料整理、会場準備等の軽微な作業	2,000円/時間
司会・報告者謝金	集会等において司会もしくは事例発表等報告するもの、学校・地域の教師や支援者・ロールモデルの講話等	4,080円/時間
現場協力謝金	学校・地域の教室の見学(対面・オンライン)、教室等の撮影、支援等の動画(既存)の利用	10,000円/回__

附則

この謝金単価表は、2025年4月1日から適用する。(2025年3月24日理事会 改定決議)